



日本木材青壮年団体連合会

環境憲章

【理 念】

日本木材青壮年団体連合会(日本木青連)は、類まれなる環境性能を有する木質資材を扱う“木財人”として、長期的な視野に立って、更なる地球規模での環境保全に取り組み、循環型経済社会の形成を通じて、人類と森林と地球が調和する豊かな未来に貢献します。

～私たちは、木材が人類共有の財産であることから、その持続的な利活用を目指す会員を“木財人”と称しています～

【基本方針】

1.《木材利用の地球環境貢献》

木材利用の促進を通じて、地球環境に貢献する事業を推進します。

- ①木材製品の炭素貯蔵による地球環境貢献効果を正しく理解し、高炭素ストック社会の形成を目指して、木材利用の促進に努めます。
- ②木材加工の省エネルギー性能を正しく理解し、低炭素排出社会の形成を目指して、更に環境負荷の小さい木材製品と、その生産、流通技術の開発に努めます。
- ③地球上の健全な炭素循環における森林の役割を理解し、木材の持続可能な利用によってその機能が最大限に発揮される観点から、森林による炭素吸収源の拡大に貢献します。

2.《事業活動》

事業活動全般において、環境法令の遵守と一層の環境負荷の低減に努めるとともに、日本木青連会員全体の環境管理レベルの向上を図ります。

- ①有毒物質の適正管理、3Rの推進(リデュース、リユース、リサイクル)による省資源を推進します。
- ②会員への環境教育を推進し、環境保全意識の高揚を図ります。
- ③ビジネスパートナーと協働して、木育活動などの環境保全活動を推進します。
- ④合法木材の利用を推進します。

3.《社会活動》

森林資源の有効な循環利用を通じて地球環境保全を推進します。

- ①木材の利用促進を通じて、循環型経済社会の形成に努めるとともに、持続可能な企業価値向上と会員の社会貢献への意識を高めます。
- ②行政機関、地域、関係団体と連携して、環境保全活動に積極的に参加、支援します。
- ③社会と協調して豊かな地域環境の実現を目指した環境活動に取り組みます。

4.《情報発信》

正確な環境情報を開示するとともに、フィードバック情報を環境活動の改善に活かします。

- ①環境情報を積極的に公開し、社会との環境コミュニケーションを推進します。
- ②木材製品における温室効果ガス排出量等の「見える化」に努めます。
- ③環境行動計画を公表し、計画的かつ継続的な環境活動を推進します。

制定 2010年 6月19日

日本木材青壮年団体連合会
平成21年度会長

久我 洋一

